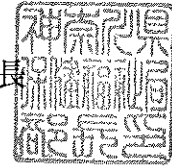


介保第 122 号

平成 26 年 9 月 3 日

社会福祉法人中心会 理事長 様

神奈川県保健福祉局福祉部長



指導監査の結果について（通知）

平成 26 年 8 月 13 日及び、14 日に、貴法人が設置する施設の運営等について老人福祉法第 18 条第 2 項に基づく実地監査を行った結果、次の事項（以下「文書指摘事項」という。）に改善が必要と認められるので通知します。

文書指摘事項及び監査当日、口頭で指摘した事項について理事会に報告するとともに、所要の改善措置を講じ、文書指摘事項については、その改善状況を本通知到達の日から 60 日以内に理事会議事録の写しを添えて当職あてに報告してください。

今後とも福祉サービスの向上に努めるとともに、施設での支援に当たっては、個人の尊厳の保持を旨とし、利用者の意向、希望等を尊重するなど、人権に配慮した積極的な取組みをお願いします。

1 指導監査実施日及び指導監査実施施設

8 月 13 日 特別養護老人ホーム えびな南特別養護老人ホーム

8 月 14 日 養護老人ホーム えびな南養護老人ホーム

2 文書指摘事項

経管栄養の実施にあたっては、社会福祉士及び介護福祉士法及び関連通知等に基づいて適切に行ってください。 【前回指摘事項】

問い合わせ先

介護保険課監査グループ 坪内・矢吹

電話 045-210-1111 内線 4822・4823

ファクシミリ 045-210-8866